

大阪市立美術館ユニークベニユーに係る慶沢園使用規定

制定 令和7年 10 月1日

1. 使用について

- (1) 書類提出については、メールでも受付可能です。送付先メールアドレスは、ご利用案内「8 問合せ・申請書等提出先」へお問合せください。
- (2) 下見を希望される場合は、事前にご相談ください。原則として、大阪市立美術館のユニークベニユー使用場所と同時の下見となります。
- (3) 使用許可証の発行後に使用者都合により使用を中止される場合は、速やかにご連絡ください。なお、支払済みの公園使用料は還付いたしかねますので、予めご了承ください。
- (4) 大阪市立美術館のユニークベニユーとセットでのみ使用可能です。慶沢園のみの使用は、受け付けておりません。

2. 使用許可条件

- (1) テーブル、椅子等を設置する場合は、毛氈やシート等により養生し、接地箇所が芝生を傷つけないようにすること。
- (2) 芝生にハイヒールのパンプス、サンダル等、靴底が尖った履物での立入りを行う場合は、立入り場所にプラ敷や保護板等による養生を行い、靴底が芝生を傷つけないようにすること。
- (3) 飲食については、毛氈やシート等による養生箇所上で行い、水以外の飲食物が芝生へ付着しないようにすること。
※水以外の飲食物が芝生へ付着すると枯死に繋がるおそれがあるため、厳にご注意ください。飲食物の付着等により使用後に変色や明確な枯死が発生した場合、別途原状復旧を請求する場合がございます。
- (4) テントを設置する場合、脚と重しの下はプラ敷やゴムマット等による養生を行い、接地重量を分散させること。
※蒸れによる芝生の枯死を防ぐため、プラ敷やゴムマットは穴あきなど通気性のある形状に限りします。
- (5) テーブルや椅子、テント等及び飲食箇所の設置を希望する場合は、設置物の寸法や素材、重量のわかる資料とともに、設置箇所及び芝生養生範囲、養生方法を図示した資料を作成し、本市の承認を受けること。
※芝生保護の必要性のため、過度に重いものは設置できません。
- (6) 慶沢園内の既設物(看板、ベンチ等)を移動させないこと。
- (7) 公園利用者及び周辺住民の迷惑となる音量を発生させないこと。
- (8) 拡声器、スピーカー等大音量の出る機材を使用する際は使用内容や音量について事前に大阪市の承認を得たうえで、美術館の方角を向いてのみ使用すること。
- (9) 使用中は警備員を配置し、使用エリア外への立ち入りを規制すると共に、各種禁止事項・許可条件の遵守を確認すること。
※警備員の配置については、別途実費にてご手配ください。なお、美術館内の警備と一体でご手配いただくことが可能です。
- (10) 使用終了時には、発生したごみを全て持ち帰り、清掃のうえ使用開始時点の状態へ復旧すること。
飲食物を提供した場合は、提供箇所周辺の芝生に散水し洗浄すること。
※ごみの片付け及び清掃・散水洗浄については、別途実費にてご手配ください。なお、美術館内の片付け

及び清掃と一体でご手配いただくことが可能です。

- (11) 参加者の出入り、設営、機材搬入及び搬出については、美術館職員の誘導・指示に従うこと。
- (12) 慶沢園内の参加者撤収は、午後9時 30 分までに完了すること。
- (13) 使用中の公園利用者及び周辺住民からの苦情については使用者の責任において対応すること。
- (14) その他、公園使用許可証に添付の公園使用許可条件(一般条件)を遵守すること。

3. 禁止事項細則

「6 禁止事項」に記載の内容について、具体例は下記のとおりです。

- (1) 芝生へのペグ・杭打ち含む穿孔、掘削
- (2) 芝生へのスパイクシューズでの立ち入り
- (3) スポーツなどの激しい運動行為
- (4) 芝生における毛氈やシート等による養生箇所以外での飲食
- (5) 盲導犬、介助犬、聴導犬以外の動物の持ち込み
- (6) ラジコン機、ドローンの使用
- (7) 看板、ポスターの掲示及びチラシ等の配布

4. 注意事項

- (1) 本園使用中は、使用者の責任において管理し、秩序維持及び参加者の安全保持に努めてください。
- (2) 使用許可時間は厳守してください。
- (3) 本園への出入り及び搬入出には、大阪市立美術館テラス下の通用口を使用していただきます。鍵の開閉については、大阪市立美術館ユニークベニューで使用する部屋等と同様に取扱います。
- (4) 園内に利用可能な電源はありませんので、電源が必要な場合は発電機を持参するか、大阪市立美術館と協議のうえ美術館内の電源を使用してください。
- (5) 本園使用中に芝生、園路、建物、植栽、その他ベンチ等既設物を破損、汚損、紛失した場合及び人身事故、盗難等が発生した場合は、直ちに大阪市立美術館へ報告のうえ、速やかに本市へ届け出て、本市の指示に従ってください。破損、汚損、紛失等の物的及び怪我等の人的損害に対する賠償責任はすべて使用者の負担となります。
- (6) 使用開始時点で存在しなかった芝生の剥がれや靴跡以外の穿孔、飲食物の付着、園路の破損等の明らかな損傷が確認された際には、別途原状復旧を請求する場合がございます。
- (7) 汚れ等により、特別な清掃が必要な場合は、別途清掃費用を請求する場合があります。
- (8) 受付・看視・警備・清掃等の人員は使用者自身でご手配ください。
- (9) 飲食物の提供は行っておりませんので、使用者自身でご手配ください。

本使用規定は令和7年 10 月に制定したもので、予告なく変更する場合がありますのでご了承ください。